

(国) 135号ほか静岡県・下田市一体型道路包括管理業務委託 要求水準及び特記仕様書

総 則

1 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、「(国) 135号ほか静岡県・下田市一体型道路包括管理業務委託（以下「本業務」という。）」に関する各種業務について、静岡県（以下「県」という。）及び下田市（以下「市」という。）が本業務を受注する民間事業者（以下「受注者」という。）に要求する業務の水準及び特記事項を示すものである。

本業務においては、受注者の持つ創意工夫及びノウハウの活用を期待し、主に性能発注の考え方を導入している。受注者は、委託対象区域で実施する本業務が本要求水準書に定められた所要の水準を維持し、利用者が安心して施設の利用ができるように、適切な維持管理を行わなければならない。なお、本要求水準書は、現時点において県・市が考えている基本的な水準を示すものであり、受注者が創意工夫によって要求水準を上回る提案を行うことを妨げるものではない。

2 要求水準の達成

受注者は、本要求水準書に定める水準を達成するよう、業務を遂行しなければならない。受注者は、従来県・市が実施していた作業で得られる効果と同等以上の施設の状態を保たなければならない。

3 要求水準を満たさない場合の措置

県・市は、受注者が実施する維持管理業務の水準が、本要求水準書に定める水準を満たすことができないと判断した場合は、業務内容の速やかな改善を指示する。その場合、受注者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

4 要求水準書の見直し

履行期間中に当初想定し得ない事象が生じた際、本要求水準書の内容を見直すことで改善できる事項がある場合は、委託実施の途中段階であっても本要求水準書を見直すことができる。なお、見直しにあたっては、県・市と受注者で協議のうえ、その内容を定めるものとする。本業務は、県・市と受注者の合意があった場合、次のとおり履行期間内に要求水準を見直すことができるものとする。

(1) 要求水準の見直し

県・市は、受注者との協議のうえ、履行期間中に要求水準の見直しを行うことができる。要求水準の見直しは、次の場合に行う。

- ① 法令や各種指針、基準等が改正され、要求水準の変更が必要となった場合
- ② 県・市の事由により業務内容の変更が必要な場合
- ③ その他、県・市が業務内容の変更が特に必要と認める場合

(2) 要求水準の見直しに伴う契約変更

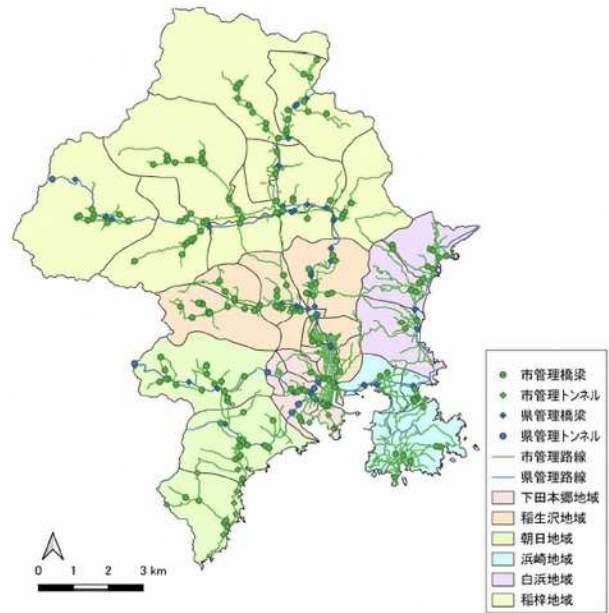
県・市と受注者は要求水準の変更に伴い必要に応じて契約変更を行うことができる

(3) 要求水準書の内容に疑義が生じた場合の対応

要求水準について、県・市と受注者の間に判断の相違がある際は、県・市が従来管理していた実績やその他の路線の状況を参考基準として協議を行う。

第1章 業務概要

- 1 業務名称 (国) 135 号ほか静岡県・下田市一体型道路包括管理業務委託
- 2 履行期間 令和6年10月1日～令和7年10月31日
- 3 対象区域 下田市全域における県管理道路及び市管理道路



出展：国土交通省「令和3年度 市・県一体型道路等包括管理等導入可能性調査業務報告書」

4 対象施設 【対象路線及び数量】

施設管理者	道路種別	数量	計
静岡県	一般国道	26.0 km	46.9 km
	主要地方道	8.8 km	
	一般県道	12.1 km	
下田市	一級市道	40.1 km	236.1 km
	二級市道	32.4 km	
	その他の市道	163.6 km	
計		283.0 km	

5 業務範囲

業務項目	主な業務内容
業務計画作成 報告	- 業務計画書の作成 - 業務報告 - 定例会議の開催 - 引継ぎ作業
道路維持業務 ・舗装補修（雪氷対策含む） ・小規模修繕 ・道路照明施設維持修繕	- 舗装道のポットホール、亀裂、段差等の補修 - 排水施設工、交通安全施設工等の小規模な維持修繕 - 除雪及び凍結防止剤散布等 - 照明用機材の交換・修繕等 - 臨時パトロール、待機等

6 業務方式

本業務は、県が管理する施設に係る維持管理業務については、県と受注者とで契約を締結するとともに、市が管理する施設に係る維持管理業務については、市と受注者とで契約を締結する。

業務報告及びその他維持管理に属さない業務の費用は、予め県・市の間で合意された負担割合を基に、県・市それぞれから受注者に対して支払う。

なお、受注者は総価契約により業務範囲として定められた業務を実施するとともに、県・市からの包括管理業務に係る、業務遂行上の品質確認や経費の調査等について協力をするものとする。

7 適用法令等

本業務の実施にあたり、各業務の内容に応じて関連する各法令、要綱・各種基準等を遵守すること。

8 技術者の配置

受注者は、本業務を実施するにあたり「担当技術者」を配置しなければならない。なお、実施する業務が建設業法の規定による建設工事の場合は、適切な主任技術者を工事現場毎に配置すること。

第2章

1 業務計画の作成及び業務報告

(1) 業務の内容及び範囲

① 業務計画の作成

受注者は、本要求水準書と提案書に基づき、道路維持業務の業務計画書を作成すること。業務計画書には、各業務の計画や緊急時の対応等、業務実施に必要な事項を含めるものとする。

(ア) 受注者は業務計画書を作成するものとし、作業内容、実施体制等で構成する。

(イ) 受注者は、委託契約締結後速やかに業務計画書を作成し、県・市と協議の上で承認を受ける。

(ウ) 業務計画書には、次の内容を含めることとする。

A) 業務の作業計画：本要求水準書を基に、各業務における具体的な作業計画を記述する。

B) 産業廃棄物等処理計画：産業廃棄物の処分先など具体的な作業計画を記述する。

C) 提案内容の作業計画：公募段階における受注者の提案に対し、作業計画を記述する。

② 業務報告

県・市、受注者との情報共有を図りつつ、各業務における随時報告の事務手続きの負担軽減を目的に、次の業務報告を行う。

(ア) 通常報告

作業中に緊急性の高い報告事項があった場合は、速やかに（閉庁日の場合は、あらかじめ定める緊急連絡体制に準ずる。）県・市担当者へ報告しなければならない。

(イ) 定期報告

A) 定例会議

四半期に1回以上の頻度で、受注者は、県・市と定例会議を開催する。受注者は、効率的な定例会議の開催方法を検討するとともに、業務計画書において提案し、県・市の下承を得て実施する。

B) 報告書の提出

受注者は、効率的な報告方法を検討するとともに、業務計画書において提案し、県・市から下承を得たうえで、報告書を提出するものとする。

C) 定期報告書の内容

定期報告書は、実施日時、実施体制（人数・時間）、作業内容、出来形を含むことを想定するが、具体的には受注者が業務計画書において提案し、県・市から下承を得るものとする。

③ 委託業務完了報告書

受注は履行期間終了時に、業務の状況をまとめた委託業務完了報告書を、県・市の内容確認を受けたのちに提出する。内容は、それまでの定期報告書を取りまとめたものを想定するが、具体的には県・市が別途指示する。

④ 引継ぎ

(ア) 受注者は、次期の受注者への業務引継ぎのため、必要な資料の作成及び引継ぎ作業を行う。

(イ) 受注者は、次期の業務の実施時に対象施設の管理に支障が出ないように引継ぎを行わなければならない。原則として、委託業務完了報告書を以って引継ぎ資料とするが、その他特別の申し送り事項があれば、別途関係資料を取りまとめることとする。また、次期の業務の受注者に対し、県・市の同席のもとで引継ぎを行う。

2 道路維持業務

本業務は、小規模施設修繕業務及び舗装補修業務（雪氷対策を含む）、道路照明施設維持修繕業務で構成される。これらの業務に共通する事項と、業務ごとの要求水準を以下に示す。

(1) 共通

① 受注者の努力義務

受注者は巡回その他の業務に伴う現場間移動において、道路付属施設及び舗装の軽微な損傷、積雪・路面凍結、並びに道路照明施設の異常等を発見・確認した場合は、県・市に対し報告するよう努める。ただし、即時処理が可能な場合は、即時処理するものとし、後日、速やかに県が提供するシステムへ報告するものとする。

② 作業指示

本業務では作業1件ごとに、県・市から受注者に対して作業指示を行う。なお、作業指示は県・市が指名した監督員（以下、「監督員」という。）から受注者に対して作業着手前に指示書を交付することを原則とするが、緊急時においては口頭指示によって作業を開始し、指示書を事後交付することとする。

ただし、上記「受注者の努力義務」に示した、受注者による異常等の発見のうち、特に緊急を要するもの等については、県・市への報告及び県・市からの作業指示を伴わずに受注者の判断で作業を実施できるものとする。

③ 作業実施

受注者は県・市から作業指示を受けた場合は、遅滞なく作業を実施することとする。ただし緊急性を要する作業でない場合、受注者は監督員の承諾を得て複数の作業をまとめて実施することが可能である。各業務において受注者が順守すべき作業方法・使用材料、満たすべき品質は、後述する各業務の要求水準に示す。

④ 完了報告

受注者は、各作業の出来形が確認できる記録を残すこととする。記録方法は現場写真を原則とし、作業の場所及び出来形が判別できるよう、同一位置からの着手前及び完了後を撮影する。なお、受注者または監督員が求める場合は、作業完了時に監督員が立ち合うこととする。

また、本業務では作業 1 件を実施するごとに、都度の完了報告書の作成と県・市への提出は行わないこととし、上記の定期報告の場でまとめて報告・提出することとする。

⑤ 業務指示 1 件当りの限度額

本業務における業務指示 1 件当りの限度額は、下表左欄に示す金額を原則とする。ただし、車両の通行に著しい支障を及ぼし、緊急性の高い道路施設の維持修繕に限り、右欄に示す限度額とすることができる。なお、緊急性の高い道路施設の維持修繕とは、緊急車両の安全で円滑な通行を確保することを目的とした崩土除去や路面陥没箇所の復旧、除雪作業、点検等を指す。

業務委託名	業務内容	1 件当りの 限度額（税込）	
舗装補修 （雪氷対策を含む）	舗装道のポットホール、亀裂、段差等の補修、除雪及び凍結防止剤散布等	500 千円	1,000 千円
小規模施設修繕	排水施設工、交通安全施設工等の小規模な維持修繕		
道路照明施設維持修繕	照明用器材の交換・修繕等		

⑥ 想定業務量

本業務の想定業務量は、過年度における各業務の実績回数を参考に設定するものとし、履行期間中は下表の回数を原則とする。

なお、履行期間中、各業務において、下表に示す業務量と大きく乖離ことが見込まれる場合には、受発注者双方の協議の上で対応を決定する。

各業務	県管理施設	市管理施設
小規模施設修繕	170 件 (10 月～12 月 40 件) (1 月～ 3 月 30 件) (4 月～ 6 月 50 件) (7 月～ 9 月 50 件)	41 件 (10 月～12 月 10 件) (1 月～ 3 月 10 件) (4 月～ 6 月 10 件) (7 月～ 9 月 11 件)
舗装補修 (雪氷対策を含む)	60 件 (10 月～12 月 10 件) (1 月～ 3 月 20 件) (4 月～ 6 月 20 件) (7 月～ 9 月 10 件)	5 件 (10 月～12 月 1 件) (1 月～ 3 月 1 件) (4 月～ 6 月 2 件) (7 月～ 9 月 1 件)
道路照明施設 維持修繕	20 件 (10 月～12 月 5 件) (1 月～ 3 月 5 件) (4 月～ 6 月 5 件) (7 月～ 9 月 5 件)	4 件 (10 月～12 月 1 件) (1 月～ 3 月 1 件) (4 月～ 6 月 1 件) (7 月～ 9 月 1 件)

(2)各業務の要求水準

業務	区分		基準
小規模 施設 修繕 業務	総 則	作業方法	受注者は本業務の実施に当たり、利用者等の安全に十分に配慮し、関連する各法令・要綱・基準等に準拠した工法で行うこと。
		使用材料	受注者は本業務の実施に当たり、関連する各法令・要綱・基準等に準拠した材料品を使用すること。
		施設品質	作業完了後の施設の品質は、各施設の利用に供するに適したものとなるよう、関連する各法令・要綱・基準等に準拠すること。
	清掃工	路肩整正	外側線の設置箇所では、交通の安全確保のため土被り等のないよう十分留意して施工しなければならない。
		排水施設 清掃	排水施設の底版が見える程度に土砂等を除去し、速やかに処理しなければならない。
	道路工	路面復旧	舗装復旧が可能な状態にある場合は速やかに復旧し、交通の解放をしなければならない。
		パト ロール	ア) 道路パトロールは、監督員より指示された路線及び区間について行うものとする。パトロールは定期的を実施するものではなく、緊急時等の必要な場合にのみ監督員の指示により実施するものとする。 イ) 道路パトロール中、緊急措置を要する異状を発見した時は、ただちに監督員に連絡すると共に、処置のできる体制をとるものとする。
		待機	ア) 緊急対応が必要な場合は、監督員の指示により会社あるいは現場に作業員を配備するものとする。 イ) 配備時間のうち、維持作業がなかった時間を対象とする。 ウ) 待機中は、監督員との連絡体制を確立しなければならない。
舗装 補修 業務	総 則	作業方法	小規模施設修繕業務と同様
		使用材料	
		施設品質	

	舗装工	舗装 復旧工	舗装復旧が可能な状態にある場合は速やかに復旧し、交通の解放をしなければならない。
	雪氷 対策	施工体制	受注者は、大雪及び異常低温注意報等の気象情報に留意し、積雪または路面凍結状況（以下「雪氷状況」という。）に応じて迅速かつ適切な業務の施工ができる態勢を心掛けなければならない
		作業方法	小規模施設修繕業務と同様
		使用材料	
		施設品質	
	標識 設置工	標識 設置工	注意標識の設置は、監督員があらかじめ立会いにより指定した場所で交通に支障を与えず他の道路施設の効用を妨げない視認性のよい位置に施工しなければならない。
道路照 明施設 維持修 繕業務	総 則	除雪工	除雪の幅員は、1車線道路では3.0m以上、2車線道路では5.5m以上になるように施工するものとし、路面及び道路施設を損傷しないように注意して除雪しなければならない。
		作業方法	小規模施設修繕業務と同様
		使用材料	
		施設品質	
	道路照 明施設	不良照明 の確認	不良となった材料の確認は、必要に応じて行うものとし、その資料を監督員に提出するものとする。

令和6年度〔第36-I5720-03号〕（国）135号ほか道路維持
静岡県・下田市一体型道路包括管理業務委託（13-01）契約書

静岡県（以下「発注者」という。）と●●との間に、（国）135号ほか静岡県・下田市一体型道路包括管理業務委託業務（以下「委託業務」という。）について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 発注者は、発注者が別に定める「（国）135号ほか静岡県・下田市一体型道路包括管理業務委託要求水準及び特記仕様書」（以下「要求水準書」という。）に定める委託業務の処理を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 この委託期間は、令和6年10月1日から令和7年10月31日までとする。

（委託費）

第3条 発注者は、受注者に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金●●●●円（うち消費税及び地方消費税の額●●●●円）を支払うものとする。

（支払方法）

第4条 受注者は、委託期間の4半期に一度、要求水準書に定める定例会議において、業務の内容を確認した後、別に定める金額を請求することができる。

2 受注者は、定例会議後の請求を行わないときは、委託業務の完了後に委託費を請求することができる。

3 発注者は、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（契約の変更）

第5条 発注者又は受注者は、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 発注者は、必要があるときは受注者と協議の上、委託業務の内容を変更することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 受注者は、第三者に対し、委託事務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第7条 発注者又は受注者は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）受注者が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと発注者が認めるとき。

（2）受注者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

（3）受注者が不正な手段で入札に参加したことが判明したとき。

（4）受注者が正当な理由がないのに、発注者の指示に従わないとき。

（5）受注者がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

（6）受注者が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおい

て「法」という。)第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下イにおいて「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

3 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第8条 受注者は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 受注者が委託業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

2 受注者は、前条第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(定めないものに係る負担)

第9条 受注者は、この契約書又は要領に定めのない事項であっても、委託業務の性質上必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担で実施しなければならない。

(主任担当者の通知)

第10条 発注者及び受注者は、委託業務を主として担当する職員(以下「担当技術者」という。)を定め、相互にその氏名その他必要な事項を通知するものとする。担当技術者を変更したときも同様とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第11条 この委託業務に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(次項において「指示等」という。)は、書面または電子データにより行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面または電子データに記録し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面または電子データに記録するものとする。

(主任技術者等に対する措置請求)

第12条 発注者は、主任技術者又は受注者の使用人若しくは第6条の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することがで

きる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(業務計画書の提出)

第13条 受注者は、この契約締結後7日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(処理状況の報告等)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を受注者に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(委託業務完了届の提出)

第15条 受注者は、委託業務が完了したときは、速やかに要領に定める委託業務完了届に関係書類を添えて、発注者に提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

第16条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、業務が完了されたものとみなす。

4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(秘密の保持)

第17条 受注者は、委託業務を処理する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(データの複写及び複製の禁止)

第18条 受注者は、委託業務に係る一切のデータを複写し、又は複製してはならない。

(データ等の廃棄)

第19条 受注者は、委託業務の終了後において、データその他記録媒体等の廃棄をするときは、あらかじめ発注者の承認を受けるものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないように厳重な注意をもって処分しなければならない。

(委託費の処理)

第 20 条 発注者又は受注者が第 7 条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、発注者が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

(職務規律の保持)

第 21 条 受注者は、委託業務に従事する受注者の要員の教育指導に万全を期し、風紀及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

(情報セキュリティの確保)

第 22 条 受注者は、この契約による業務を処理するため情報資産を取り扱う場合は、別記 1 「情報セキュリティ対策に関する事項」を遵守しなければならない。

(個人情報)

第 23 条 受注者は、個人情報の取扱い及び管理について、個人情報保護条例（平成 14 年 10 月 25 日静岡県条例第 58 号）を始めとする個人情報保護に関する法令の趣旨に従うとともに、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(臨機の措置)

第 24 条 受注者は、委託業務の実施上緊急やむを得ないときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 受注者は前項の措置を執ったときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、特に必要を認めるときは、受注者に対して所要の措置を指示することができる。この場合において、受注者は、直ちに応じなければならない。

(その他)

第 25 条 この契約に関するその他の事項は以下のとおりとする。

2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

5 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

7 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第 26 条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(紛争の解決)

第 26 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、主任技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関

する紛争については、第14条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（定めのない事項の処理）

第27条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年 月 日

(発注者)住 所 静岡県下田市中531-1
氏 名 静岡県下田土木事務所長



(受注者)住 所
氏 名

支払可能額（第4条第1項）

区分	履行期間	金額（税込み）
第1期	令和6年10月1日～令和7年12月31日	
第2期	令和7年1月1日～令和7年3月31日	
第3期	令和7年4月1日～令和7年6月30日	
第4期	令和7年7月1日～令和7年10月31日	